

- ・ 受ける際の負担金
- ・ 児童医療費助成申請書作成のための手数料

助成できないもの

- ・ 健康保険のきかないもの（健康診断・予防接種・薬の容器代・入院時の差額ベッド代・文書料など）
- ・ 他制度により助成が受けられる場合の他制度適用部分
- ・ 交通事故等で健康保険以外の保険を使った場合
- ・ 国民健康保険被保険者資格証明書で診療を受けたもの（資格証明書で診療を受けた場合は、個人負担が10割となります。）

健康保険制度との調整を行うもの

- ・ 高額療養費等の付加給付制度が適用できる場合は、その金額を差引きします。
- ・ 入院時の食事代も付加給付制度が適用できる場合は、その金額を差引きします。

資格登録申請

- ・ 申請に必要なもの
お子さんの保険証・保護者名義の通帳（郵便局不可）・印鑑・申請書
- ・ 申請場所
福祉課福祉班（横芝行政センター内）または役場住民課総合調整窓口

助成申請

- ・ 申請書作成方法
医療機関別、診療科別、入院・外来別にまとめ月ごとに申請書1枚を作成
- ・ 申請に必要なもの
領収書（レシート等の診療点数記載がない領収書は医療機関の証明が必要）・印鑑

申請場所

- ・ 福祉課福祉班（横芝行政センター内）または役場住民課総合調整窓口
- ※申請書は横芝光町ホームページからもダウンロードできます。

※問い合わせ

福祉課福祉班
☎ 1114



この事業は、町民の尊い税金などで賄われることから、公正公平な支給にご理解をお願いします。

※町税・保育料・給食費など負担義務の未納がある方は、償還時に協議させていただきます。

助成金支給までの流れ

※1 資格登録申請



資格審査



※2 資格登録



健康保険で受診



※3 病院で領収書受領



助成申請



※4 助成額の審査



助成金振込

- ※1 はじめに資格登録申請をしないと、児童医療費の助成はありません。
- ※2 資格登録が決定しても決定通知書や医療券の交付はありません。（却下の場合のみ通知します）
- ※3 病院で一部負担金を支払い、助成申請書に領収書を添えて町に申請してください。（償還払）
- ※4 高額療養費との調整がある場合は助成額の審査に2～3ヶ月かかる場合があります。